平成２２年（フ）第２１７０号
東京都世田谷区新町２丁目25―17―601
債務者　澤田　啓次
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉池　信也
4　破産債権の届出期間　平成22年３月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月27日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１７１号
東京都目黒区目黒本町３丁目３－２
債務者　今村　廉彦
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉池　信也
4　破産債権の届出期間　平成22年３月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月27日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２４０号
埼玉県所沢市大字下安松1588―１－２―201
債務者　千葉　　明
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　俊一
4　破産債権の届出期間　平成22年３月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月27日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２４１号
埼玉県所沢市大字下安松1588―１－２―201
債務者　千葉美知子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　俊一
4　破産債権の届出期間　平成22年３月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月27日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２６６号
東京都八王子市松が谷50―２―102
債務者　中村　　勉
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　司
4　破産債権の届出期間　平成22年３月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月27日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２３２９号
東京都渋谷区千駄ヶ谷４丁目27―13―1003
債務者　柴田　　義
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鎌田　　智
4　破産債権の届出期間　平成22年３月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月27日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２３３０号
東京都渋谷区千駄ヶ谷４丁目27―13―1003
債務者　柴田　照夫
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鎌田　　智
4　破産債権の届出期間　平成22年３月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月27日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第４９１号
千葉県四街道市四街道３丁目10番46―503号パーセル四街道
債務者　照井美和子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４９３号
千葉県印西市木下東３丁目４番地14
債務者　沢石まつ江
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４９４号
千葉県成田市中台３丁目４番地10棟304号
債務者　堀間　友香（旧姓北田）
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２１号
千葉県印西市木刈５丁目６番地３
債務者　森　　勝彦
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３７号
千葉県佐倉市大蛇町232番地１　市営大蛇住宅１―208号、前住所千葉県佐倉市井野1561番地38
債務者　笠原　　操
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４３号
愛知県岡崎市正名町字北イユ37番地１
債務者　大庭　正人
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３７７号
岡山県倉敷市神田１丁目12番５号テオスガーデンＡ―101
債務者　坂本いずみ
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第５４０号
群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場2067番地１
債務者　城田　義仁
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７０２号
群馬県前橋市総社町総社3014番地　総社マンション303号
債務者　小林　　朗
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７２６号
群馬県佐波郡玉村町大字上之手1543番地１　ダイアパレス県立女子大前1112号
債務者　石原　　修
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
前橋地方裁判所